

旭川市農村地域センターの指定管理者応募に関する質問及び回答

旭川市旭正農業構造改善センター分

	質問の内容	回答
1	<p>仕様書 1 施設の使用承認等に関すること</p> <p>現地説明会に参加した際に、掲示板に年間農畜産加工表として下記内容が掲示されていました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● しそジュース : 7月20日から9月15日まで ● トマトジュース : 7月20日から9月15日まで ● 五目の具・寿司あげ : 10月20日から4月30日まで ● あん・煮豆・羊かん : 11月20日から4月30日まで ● ソーセージ : 10月20日から4月15日まで ● 鳥モモ燻製 : 10月20日から4月15日まで ● 糀・味噌 : 10月20日から3月31日まで <p>これら以外の期間は加工受付しないのでしょうか？</p>	<p>表示された期間はいずれもおおよそのものであり、幾分の変動があります。</p> <p>(農産加工について)</p> <p>ジュース加工については、原料の収穫時期に合わせてジュース加工専用の機械配置を行う関係で、通常は7月から9月までを外れた要望は受付が困難です。</p> <p>その他加工については、前述のとおり7月から9月まではジュース加工の要望が多く、また加工室がジュース加工に合わせた機械配置となっていること、その他加工に用する原料の収穫時期がもともと秋口以後であることなどから、7月から9月まではおおよそ受付しておりません。</p> <p>5・6月の表示がないのは、この時期に旬を迎える原料に乏しく、利用要望も少ないため表示していないものです。</p> <p>(畜産加工について)</p> <p>ソーセージ・鳥モモ燻製加工については、加工環境上室温が25度を超えない時期に実施しているため、5月～9月は受付が困難です。</p>
2	<p>仕様書 1 施設の使用承認等に関すること</p> <p>ホームページ「旭正農業構造改善センターの紹介」の「施設からのお知らせ」に使用当日の条件として“トマトジュース原料のトマトは80kgから150kgの範囲で自己調達し持込みしてください”と掲載されています。</p> <p>麴、味噌、豆腐、ソーセージ、燻製などの加工品ごとに原料持込み量の基準はあるのでしょうか？</p>	<p>麴及び味噌は、麴を製造する機械に米が30kgしか入らないので米の分量で30kg(大豆同量)、ソーセージは、燻煙機の容量から豚肉30kgと脂3kg、鳥モモ燻製は低温殺菌の容量から24kgとしております。</p> <p>なお豆腐加工は、機材の配置がないことから、現在旭正農業構造改善センターでは実施しておりません。</p>
3	<p>仕様書 2 施設の運営に関すること</p> <p>「(5)来館者の案内・誘導」とありますが、身体障がい者手帳や療育手帳等を交付された方の利用実績があれば、利用内容、利用人数等をお教えください。</p>	<p>こうした手帳の提示による使用料減免等の仕組みがないことから、手帳の所持確認の機会はありませんが、車椅子利用者については、数年にわたり利用実績を確認しておりません。</p>

4	<p>仕様書 2 施設の運営に関すること</p> <p>「(13) 公民館総合補償制度に加入すること」とありますが、会社で加入している保険で指定管理業務をカバーできる場合は、新たに加入しなくても問題ないのでしょうか？</p> <p>但し、対人見舞金の補償額だけ差異はあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公民館総合補償制度の対人見舞費用：1名10万円限度 ● 会社加入保険の対人見舞費用：1名2万円限度 	<p>有効にしていきたいのは、該当制度の中でも行事傷害補償の部分（公益社団法人全国公民館連合会公民館総合補償制度 行事傷害補償制度 S 型 世帯数区分 A）となります。</p> <p>これによる補償内容をカバーできる保険に加入いただけるのであれば、必ずしも同制度による必要はありません。</p>
5	<p>仕様書 3 施設の維持管理に関すること</p> <p>「(2) 施設の適正な運営のため、次の設備等に関する保守管理を行うこと」とあり、別表の実施基準に「給水設備 井水ろ過器等保守管理」とありますが、年末年始の閉所期間中は無人になると思われ、凍結防止などの措置をどのように実施されているのか教えてください。</p> <p>※例えば、年末年始は温風暖房機を最低温度に設定し、定期的に職員による巡回点検を実施するなど・・・。</p>	<p>年末年始の閉所中の凍結防止方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女トイレ：暖房を常時稼働 ○井水ろ過器：繋がっているホールの暖房を最低温度で稼働継続し、井水ろ過器のある受水槽室のドアを開放
6	<p>仕様書 3 施設の維持管理に関すること</p> <p>「(10) ビジネスホン一式を賃貸借等により設置すること」、「(11) 指定する農産加工機器等を賃貸借等により設置すること」、「(16) 次の使用料（賃貸借料）及び手数料を支払うこと」とありますが、現指定管理者としてリース契約している物件を、条件も含めて新指定管理者に引継いでもらうことは可能なのでしょうか？</p>	<p>農産加工機器については、現指定管理者及びリース会社より条件を含めた引継ぎが可能と確認しております。</p> <p>以下は未確認ですが、ビジネスホンについては、現指定管理者が施設向けに単独契約していることから、条件を揃えて契約を引き継げる可能性があるものと考えております。しかし、コピー機（複合機）については、現指定管理者が施設に関わりのない他の多数拠点用と合わせ一括契約した機器の一部を配分しているものであり、配置済みの機器を引き継ぐことができて、スケールメリットの喪失により、条件の継続は困難になると考えております。</p>
7	<p>旭川市農村地域センター条例</p> <p>旭川市農村地域センター条例の別表に金額が表記されていますが、午前と午後の時間と時間の間（12時～13時）、午後と夜間の時間と時間の間（17時～18時）だけ使用するケース（例えば、加工体験で昼休憩するときの12時～13時だけ使用するなど）はないのでしょうか？</p> <p>このケースがあるとすれば、使用料の取扱いはどのように対応しているのでしょうか？</p>	<p>午前と午後、午後と夜間の時間区分の間は使用料の設定がなく、その時間のみの使用は受付しておりません。</p> <p>ロビーで昼食を摂る例が多いようですが、ロビーはあまり広くないため、近年は利用者数が多く感染症予防に必要と考えられる時は、管理者において、可能な限り、続く時間区分と合わせて貸室を申請・使用するよう説明していると聞いております。</p>

8	<p>その他</p> <p>建物外に喫煙できる箇所が設けられていませんでしたが、受動喫煙防止として施設全体を禁煙にしているのでしょうか？</p> <p>喫煙したい方への対応はどのようにされているのでしょうか？</p>	<p>旭川市がお願いしているのは、屋内禁煙までです。屋外については、管理者にお任せしており、旭正農業構造改善センターについては、禁煙とはしていないものの、喫煙設備等を用意はしておらず、喫煙者が自ら携帯用灰皿などを持参しています。</p>
---	--	--

	質問の内容	ページ
1	<p>仕様書 1 施設の使用承認等に関すること</p> <p>現地説明会に参加した際に、ホール利用はダンスや楽器練習が多いとのことですが、使用可能・禁止とされているスポーツなどのルールがあれば教えてください。</p> <p>また、ダンスや楽器練習以外の過去5年間の使用実績(年月, 使用人数, 使用目的)もお教えてください。</p>	<p>○使用可能・禁止のルールについて</p> <p>旭川市として特定の使用を禁じてはおりませんが、現時点では管理者が施設の現状に合わせ、球技等の使用を制限している実状があります。窓などを保護する設備がなく、天井もあまり高くないことから、設備を破損することなく、また競技上支障なく実施できる種目はごく限られるものと考えております。</p> <p>○ダンスや楽器練習以外の過去5年間の使用実績について</p> <p>利用目的別に実績を集計しておりません。現地職員からの聴取では、2年ほど前までは、2週に1度程度 参加人員4名程度のヨガのため和室を利用していたとのこと。</p> <p>他は、現在も続いておりますが、障害の事業所が年に1回程度、参加者20人程度の利用者向けイベントのため、ホールと和室を利用していることを確認しております。</p> <p>なお「ダンス」は社交ダンスのほか、子ども向けのダンス、よさこいの練習も行われており、それらを除いて回答しています。</p>
2	<p>仕様書 1 施設の使用承認等に関すること</p> <p>ホームページ「永山ふれあいセンターの紹介」の「施設からのお知らせ」に使用当日の条件として“トマトジュース原料のトマトは80kgから150kgの範囲で自己調達し持込みしてください”と掲載されています。</p> <p>麴, 味噌づくり, 豆腐づくりなどの加工品ごとに原料持込み量の基準はあるのでしょうか?</p>	<p>麴及び味噌は、麴を製造する機械に米が30kgしか入らないので米の分量で30kg(大豆同量), 豆腐は、煮沸する釜の容量(大豆と合わせて投入する水分を含む)から8kgとしております。</p>
3	<p>仕様書 2 施設の運営に関すること</p> <p>「(13)公民館総合補償制度に加入すること」とありますが、会社で加入している保険で指定管理業務をカバーできる場合は、新たに加入しなくても問題ないのでしょうか?</p> <p>但し、対人見舞金の補償額だけ差異はあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公民館総合補償制度の対人見舞費用：1名10万円限度 ● 会社加入保険の対人見舞費用：1名2万円限度 	<p>有効にしていきたいのは、該当制度の中でも行事傷害補償の部分(公益社団法人全国公民館連合会公民館総合補償制度行事傷害補償制度S型 世帯数区分A)となります。</p> <p>これによる補償内容をカバーできる保険に加入いただけるのであれば、必ずしも同制度による必要はありません。</p>

4	<p>仕様書 2 施設の運営に関すること</p> <p>「(5) 来館者の案内・誘導」とありますが、身体障がい者手帳や療育手帳等を交付された方の利用実績があれば、利用内容、利用人数等をお教えてください。</p>	<p>こうした手帳の提示による使用料減免等の仕組みがないことから、手帳の所持確認の機会はありませんが、年1回程度、身体以外と思われる障害の事業所に、利用人数20人程度で、その利用者のイベントに利用いただいている実績があります（人数には事業所側人数も含む）。</p>
5	<p>仕様書 3 施設の維持管理に関すること</p> <p>「(2) 施設の適正な運営のため、次の設備等に関する保守管理を行うこと」とあり、別表の実施基準に「給水設備 受水槽清掃」とありますが、年末年始の閉所期間中は無人になると思われ、凍結防止などの措置をどのように実施されているのかお教えてください。</p> <p>※例えば、年末年始は温風暖房機を最低温度に設定し、定期的に職員による巡回点検を実施するなど・・・。</p>	<p>年末年始の閉所中の凍結防止方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各配管：冬期毎日水落とし ○受水槽：特別な対応をしておりません。 ○トイレ：暖房を常時稼働
6	<p>仕様書 3 施設の維持管理に関すること</p> <p>「(9) 指定する農産加工機器等を賃貸借等により設置すること」、「(14) 次の使用料（賃貸借料）及び手数料を支払うこと」とありますが、現指定管理者としてリース契約している物件を、条件も含めて新指定管理者に引継いでもらうことは可能なのでしょうか？</p>	<p>農産加工機器については、現指定管理者及びリース会社より条件を含めた引継ぎが可能と確認しております。</p> <p>以下は未確認ですが、コピー機（複合機）については、現指定管理者が施設に関わりのない他の多数拠点用と合わせ一括契約した機器の一部を配分しているものであり、配置済みの機器を引き継ぐことができても、スケールメリットの喪失により、条件の継続は困難になると考えております。</p>
7	<p>旭川市農村地域センター条例</p> <p>旭川市農村地域センター条例の別表に金額が表記されていますが、午前と午後の時間と時間の間（12時～13時）、午後と夜間の時間と時間の間（17時～18時）だけ使用するケース（例えば、加工体験で昼休憩するときの12時～13時だけ使用するなど）はないのでしょうか？</p> <p>このケースがあるとすれば、使用料の取扱いはどのように対応しているのでしょうか？</p>	<p>午前と午後、午後と夜間の時間区分の間は使用料の設定がなく、その時間のみの使用は受付しておりません。</p> <p>ロビーで昼食を摂る例が多いようです。</p>